

# 浪速工業会館利用規程

(令和4年4月改正)

この規程は一般社団法人浪速工業会会館の使用に際し、円滑な運営をするために定める。利用者はこの規程に則り、あるいは既定外の事項に関しては善良な判断のもと、健全な運営が出来るようにすること。

(名称および目的)

第1条 一般社団法人浪速工業会のこの施設は浪速工業会館（以下会館）と称し、一般社団法人浪速工業会の会員相互の親睦の場として、文化・教養の向上に資する事を利用の目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 (1) 一般社団法人浪速工業会の会員  
(2) 大阪府立都島工業高校の教員および生徒  
(3) 理事長が認めた団体およびグループ

(利用基準)

第3条 (1) 会館を利用するものは第1条の目的を理解して喧騒に過ぎ、或いは他人の迷惑になるような行為をしてはならない。  
(2) 会館を利用するものは火災の予防に留意し、器具・設備等の取り扱いは大切にしなければならない。また、万一損傷した場合は故意・過失を問わず損害を賠償させる事がある。  
(3) 会館を利用するものは会館職員の指示に従うこと。

(利用の禁止)

第4条 次の各号に該当する時は、その利用を禁止する。  
(1) 政治活動・宗教活動およびこれに類する行為  
(2) 利益を目的とする利用  
(3) 宿泊を伴う利用

(利用の手続き)

第5条 会館を利用しようとするものは、次の手続きをすること。

- (1) 利用者は会館事務局の申込用紙またはホームページ等で必要事項を記入の上、申込をすること。
- (2) 利用者は入退館時に事務局の利用者名簿に署名をし、点検事項を十分確認すること。休館日利用で、施錠責任者同伴で無い場合は、鍵の受け渡し等の手続きが必要な為、必ず事前に会館事務局で手続きすること。
- (3) 会館利用後、速やかに鍵の返却をすること。また、紛失の場合は防犯上、全ての鍵（ＩＣ）の交換に必要な実費を支払うこと。

(利用時間および休館日)

第6条 (1) 休館日は次の通りとする。

① 水曜日・土曜日・日曜日および休日

② 年末年始およびお盆

年末年始（12月27日～1月8日）

お盆休み（8月13日～15日）

(2) 利用時間は原則午後1時より午後9時までとする。

附 則

本規程は令和4年4月1日から実施する。